

令和5年度輸出先国の規制に係る産地への
課題解決支援委託事業

報告書

令和6年3月18日

一般社団法人全国植物検疫協会

目 次

1. はじめに	1
2. 専門家リストの整備	
(1) 専門家の募集	2
(2) 専門家選定委員会の開催	2
(3) 専門家の委嘱	2
3. 相談窓口の設置	
(1) 相談窓口の設置	4
(2) 事業の広報	5
4. インターネットサイトの運営	7
5. 産地等の現状把握の実施	
(1) 輸出産地カルテの作成	9
(2) 産地等の輸出に関する意向、現状、課題等の聴取	11
6. 専門家による技術的支援の実施	
(1) 技術的支援の検討	11
(2) 課題解決支援事業の実施	12
(3) 専門家による情報収集	12
7. 技術的支援の実施結果	
(1) 輸出産地カルテの作成状況	13
(2) 相談者の傾向	13
(3) 相談の輸出先国の傾向	14
(4) 相談の輸出品目の傾向	14
(5) 相談内容の傾向	15
(6) ブロック別の相談件数	16
(7) 輸出先国別の相談傾向	16
(8) 技術的支援の実施状況	18
8. 事例集の作成	20
事例1：シンガポール向けにカキ生果実の輸出に取り組む事業者	20
事例2：アメリカ向けにナシ生果実の輸出に取り組む生産者団体	21
事例3：台湾向けにメロン・ナシ生果実の輸出に取り組む事業者	22
事例4：台湾の残留農薬基準をクリアしてイチゴ生果実の輸出を 目指す2生産者	23
事例5：インドネシア向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む事業者	24
事例6：ベトナム向けにギンナンの輸出を実現した生産者	25
事例7：アジア向けにシイタケの輸出に取り組む生産者	26
事例8：GFP訪問診断を利用し輸出に取り組む生産者等	27

事例9： 県産農産物の輸出促進のため、セミナー開催に 取り組む関係者	28
事例10： 「日本の食品 輸出EXPO」及び「アグリフードEXPO 東京」に参加し、輸出を目指す生産者等	29
9. 技術資料の作成	30
10. 事業の実施	30
11. まとめ	30
12. おわりに	33
別紙（技術資料）	
農産物の輸出に係る植物検疫と残留農薬	35

1. はじめに

令和2年11月に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するに当たっては、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に則した防除体系・栽培方法等の普及を強力に進めていくことが不可欠である。このため、輸出先国に存在しない特定の病虫害が我が国に存在していることにより特別な防除や選果等の作業が必要となる場合や、輸出先国において輸出しようとする農産物に対する残留農薬基準値が極めて低く設定されていることにより生産の際に相手国の基準値を超過しないような農薬の使用方法による防除等が必要となる場合がある。また、運送方法や梱包方法、ポストハーベストによる品質への影響も産地が抱える課題となっている。

これらの点を踏まえ、植物検疫、病虫害防除、流通・販売など幅広い分野の専門家から構成される産地への技術的支援体制を整備し、輸出に取り組もうとする産地、流通・販売事業者の意向及び課題を聴取・分析し、産地等の要望に合致した専門家を現地に派遣すること等により、産地等の実態に合ったきめ細やかな技術的支援及びその調査・分析を行い、輸出先国の規制に則した防除体系、栽培方法、流通形態等の普及を促進することを目的として、「令和5年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業」を実施した。

一般社団法人全国植物検疫協会（以下、「全植検協」という。）では、本事業を円滑に進めるために全植検協内に課題解決支援事業事務局（以下、「事務局」という。）を置き、次により事業を実施した。

- (1) 事業計画書の提出及び委員会等の開催
- (2) 専門家リストの整備
- (3) 相談窓口の設置
- (4) インターネットサイトの運営
- (5) 産地等の現状把握の実施
- (6) 専門家による技術的支援の実施
- (7) 事例集の作成
- (8) 技術資料の作成

2. 専門家リストの整備

(1) 専門家の募集

事務局は関係機関を通じて、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の適正使用・農薬残留等、④流通・販売等に係る各分野の専門家を全国規模で募集を行った。また、全植検協ホームページの課題解決支援事業に募集案内を掲載し、広く募集した。

なお、募集する専門家は、本事業に理解を示し、現場指導の対応が可能な専門家としての資質を有する者とした。

(2) 専門家選定委員会の開催

専門家の選定に当たっては、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理及び農薬の適正使用、③農作物の輸出に係るいずれかの業務に5年以上従事した経験のある有識者から構成される選定委員会を令和5年4月18日に開催し、当該有識者の助言を踏まえて専門家を登録し専門家リストの整備を図ることとした。専門家選定委員会では、専門家選定委員会運営内規、専門家選定委員会の委員長及び副委員長の選出並びに事務局が提示した専門家の候補者75名の検討を行った。

各委員からの助言及び意見を踏まえ、運営内規の承認並びに委員長及び副委員長の選出を行うとともに候補者75名について専門家として承認された。

その後、令和5年6月に3名の9月に1名の追加応募があったことから、書面により専門家選定委員会を開催し、各委員から専門家登録の助言を求めたところ、候補者全員が承認された。登録された専門家合計で79名をリストとして整備のうえ、事業を推進した。

(3) 専門家の委嘱

専門家選定委員会を経て承認された専門家（79名）については、全植検協会長名の委嘱通知を交付し、専門家登録を行った（表1,2）。

表1 専門家の登録者数

分野	植物検疫	植物検疫 残留農薬	農薬適正使用 病虫害防除	病虫害防除・ 栽培管理	植物検疫 流通・販売等	合計
登録者数	44名	2名	21名	11名	1名	79名

表 2 地区別の登録専門家数（主たる専門分野で区分け）

	植物検疫	病虫害防除 栽培管理	農薬適正使用 (病虫害防除)	流通・販売
北海道地区	8 名	0 名	0 名	0 名
東北地区	3 名	4 名	0 名	0 名
関東地区	9 名	7 名	10 名	0 名
東海地区	2 名	0 名	1 名	0 名
北陸地区	3 名	0 名	2 名	0 名
近畿地区	10 名	0 名	0 名	1 名
中国四国地区	5 名	0 名	8 名	0 名
九州地区	4 名	0 名	0 名	0 名
沖縄地区	2 名	0 名	0 名	0 名
合 計	46 名	11 名	21 名	1 名

3. 相談窓口の設置

(1) 相談窓口の設置

相談窓口は、産地等から電子メール、電話、ファックス等で相談や問合せ等を受けることができるとともに地域毎の利便性を踏まえて各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）に少なくとも1カ所以上開設するとして、全国17カ所に設置した（表3）。相談や問合せ等の対応は、月曜日から金曜日（行政機関の休日を除く）の午前10時から午後5時の間とした。

なお、各相談窓口には専用電話を設置して対応した。

表3 令和5年度の相談窓口

ブロック名	相談窓口	連絡先
北海道地区	(一社) 釧路植物検疫協会内 (釧路市)	070(1495)7273
	小樽石狩植物検疫協会内 (小樽市)	070(1548)6147
	(一社) 室苦植物検疫協会内 (苫小牧市)	070(1359)2925
東北地区	酒田植物検疫協会内 (酒田市)	070(3176)8427
関東地区	(一社) 日本くん蒸技術協会内 (東京都)	070(1569)3466
	(一社) 全国植物検疫協会 (東京都)	070(1187)1520
	横浜植物防疫協会内 (横浜市)	070(1188)4961
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内 (射水市)	070(1461)5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内 (名古屋市)	070(1502)9038
近畿地区	(一社) 神戸植物検疫協会内 (神戸市)	070(1186)2975
	(一社) 大阪植物検疫協会内 (大阪市)	070(3236)8765
	和歌山植物輸出入検疫協会内 (和歌山市)	070(1403)9276
中国地区	(一社) 岡山県植物検疫協会内 (倉敷市)	070(1398)2752
	(一社) 広島県東部植物検疫協会内 (福山市)	070(1499)7759
四国地区	(一社) 香川県植物検疫協会内 (坂出市)	070(1461)6169
九州地区	九州植物検疫協会内 (北九州市)	070(1452)6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内 (浦添市)	070(1556)4312

(2) 事業の広報

本事業の広報を目的として、産地や事業者を対象としたリーフレットを作成し(図1)、令和5年4月、農林水産省、各都道府県、全農、JETRO、日本政策金融公庫、支援事業専門家、当協会会員等に配布した。また、専門家が支援を実施する際等にも配布するなどして事業年度内に合計で23,000部の配布を行った。配布状況は、表4のとおり。複数の相談者からは、当該リーフレットを見て相談窓口連絡したなどの声もあった。

なお、当該リーフレットには、モバイル機器からも本事業のホームページにアクセスしやすいようQRコード(図2)を印刷した。



図1 支援事業のリーフレット



図2 事業HPのQRコード

表4 リーフレットの配布先

送付先	送付枚数
農林水産省（農政局等を含む）	4,100
植物防疫所	1,510
都道府県・市町村	4,700
全 農	5,790
JETRO	500
日本政策金融公庫	2,500
支援事業相談窓口	2,580
全植検協会員	903
専門家（相談窓口を除く）	69
その他	348
合 計	23,000

この他、植物防疫所のホームページ（図3）に「輸出検疫条件等の相談窓口」として本事業事務局を紹介いただくとともに課題解決支援事業のページをリンク掲載していただくなど、広報を実施した。



図3 植物防疫所HPでの紹介記事

4. インターネットサイトの運営

事務局は、本事業の趣旨、農産物輸出等に係る最新情報、相談窓口の紹介等を行うため、全植検協のHP (<https://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>) 内に本事業の専用ページ (図4) を開設し、次のように運営を行った。

- (1) 事業の紹介等：事業の趣旨及び相談窓口の開設状況等を紹介した。
- (2) 農産物輸出に係る情報：農林水産省等が発出している最新情報等を掲載するとともに各種広報を行った。
- (3) 関係機関等のリンク掲載：農林水産本省、植物防疫所、地方農政局等及び独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO)、日本政策金融公庫が設置する輸出相談窓口等を紹介するとともに、相互リンクや各機関が提供する関係情

一般社団法人 全国植物検疫協会 農産物輸出課題解決支援事業 事務局

Japan Plant Quarantine Association

相談窓口 TEL.070-1187-1520

農産物輸出課題解決支援事業 法人案内 関係機関 リーフレット 報告書 お問い合わせ

輸出先国の規制に係る課題解決支援事業

農産物の輸出、まずはご相談下さい!

電話でのお問い合わせ : 070-1187-1520
電子メールでのお問い合わせは [こちら](#)
ブロック (地域) ごとの相談窓口は [こちら](#)

> 課題解決支援事業について > ブロックごとの相談窓口

農産物輸出等に関する注目情報

- 2023-12-06 [令和5年10月の農林水産物・畜産物の輸出支援 \(速報値\) について \(農林水産省\)](#)
- 2023-09-15 [「ウェブ会議システムを用いた輸出検疫のご案内」について \(植物防疫所\)](#)

図4 支援事業のサイト

報へのリンクを貼った（図5）。

- (4) リーフレットの掲載：本事業に係るリーフレットを掲載し、誰でも閲覧、ダウンロード出来るようにした。
- (5) 報告書等の掲載：過去に実施した農産物輸出に係る事業の報告書及び事例集等をPDF版にして掲載した。
- (6) 技術的支援で使用する資料の整備：「輸出支援専用ページ」を開設し、専門家が用いることができる基礎資料や技術情報、農産物輸出に関する最新情報、会議資料等を掲載し、専門家の支援に努めた。



図5 関係機関のリンクサイト

(7) 質問対応：HPに開設した「お問い合わせ」に寄せられた質問や相談については、関係機関（植物防疫所、検疫所、地方自治体等）にその内容に関する規制等を確認した上で、電子メールで回答を行うとともに、必要に応じて電話による説明を行った。

5. 産地等の現状把握の実施

(1) 輸出産地カルテの作成

事務局は、産地等から輸出に関する意向、現状、課題等を聴取・分析し、産地ごとの課題の解決策や輸出実現までに必要な取組等を記録するため、「輸出産地カルテ」（図6）を作成した。

輸出産地カルテは、次の項目を設け、その詳細を記載するよう整備した。

- ① 相談者の区分、所属、氏名、住所、連絡先
- ② 輸出を検討している農産物と輸出先国
- ③ 輸出計画の作成状況（輸出時期、数量等）
- ④ 国内外のパートナーの有無（産地、輸出業者、通関業者、支援団体等）
- ⑤ 輸出に当たって、相談者が抱える課題又は相談内容
- ⑥ 相談又は聴取内容に係る対応等
- ⑦ 専門家の対応等の各項目
- ⑧ 支援事業の実施状況（支援内容、進捗状況、今後の予定等）
- ⑨ 生産園地等の見取り図
- ⑩ 産地等における検討体制
- ⑪ 産地・事業者等との打ち合わせ等の概要
- ⑫ 相談者との電話・電子メール等での対応履歴（対応概要を時系列に記載）
- ⑬ 支援に当たって配付・使用した資料名
- ⑭ 相談者から提供された資料名
- ⑮ 支援の成果等

これらの項目については、相談窓口担当者及び支援等を行った専門家が、その都度必要な記載を行うとともに事務局と情報を共有した。

また、輸出産地カルテについては、他の目的での使用を禁じる等、個人情報の管理にも十分に留意した。

輸 出 産 地 カ ル テ

番号: (窓口番号:) 作成年月日: 年 月 日

相談者		※主な生産物及び作付面積は、生産者(農家)の場合にのみ記入			
区 分	生産者	輸出事業者	物流業者	自治体	J A その他()
所 属				氏 名	
住 所				連絡先	
主な生産物及び作付面積(※)					
輸出を検討している農産物及び輸出先国					
農産物名				輸出先国名	
輸出先国の 検疫条件等					
輸出計画の作成状況					
輸出時期				数 量	
輸送形態				輸出予定港	
国内外のパートナーの有無					
産 地				輸出業者	
通関業者				支援団体	
バイヤー				そ の 他	
輸出に当たって、相談者が抱える課題又は相談内容					
当該産地等における技術的支援の進め方(相談又は聴取内容に係る対応)等					
作成者					
所 属				氏 名	
備 考				措 置	

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

図 6 輸出産地カルテ (抜粋)

(2) 産地等の輸出に関する意向、現状、課題等の聴取

全国 17 カ所に設置した相談窓口及び事務局は、生産者や輸出者等から農産物の輸出に係る植物検疫条件や手続き、残留農薬、病虫害防除等に関して相談や問い合わせがあった場合、輸出の意向、現状、課題等について上述の「輸出産地カルテ」の①から⑥の内容を聴取し、その内容を輸出産地カルテに記録した。

6. 専門家による技術的支援の実施

(1) 技術的支援の検討

事務局は、産地等から聴取した内容を分析して、課題を解決するために適した専門家を選定した。その後、専門家と技術的支援の方針を協議した上で、専門家は、産地等の意向をもとに現地関係者を含めた検討体制を構築した。

具体的には、次により実施した。

① 産地等から聴取した内容の分析及び専門家の選定

事務局は、相談窓口又は事務局が作成した輸出産地カルテの内容を分析・精査し、課題を解決するために適した専門家を専門家リストの中から選定した。専門家の選定に当たっては、支援の継続性や地域性、専門分野などを考慮しつつ、1～2名を選定した。

② 支援方針の協議

事務局は、産地等が抱える課題の解決のため、具体的な方法等について専門家と電話や電子メールで協議した。また、必要に応じて、植物防疫所等関係機関から関連情報を収集し、専門家と共有した。

③ 検討体制の構築

技術的支援の実施に先立ち、専門家は、産地等と相談の上、当該産地等に関わる都道府県の担当者、市町村の担当者、JAの営農指導員、生産部会関係者と連携し、当該産地等からの輸出に向けた検討体制の構築を図った。

(2) 課題解決支援事業の実施

事務局は、技術的支援方針に基づき、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況を考慮し、産地の実態に応じた技術的支援を実施するよう専門家に指示した。産地等に派遣された専門家は、支援方針に基づき、事前に作成した資料による説明や現地における栽培状況に応じて指導等を行い、その内容を詳細に輸出産地カルテに記録した。

具体的には、以下により実施した。

① 専門家の派遣

事務局は、産地等への派遣が決定した専門家に対して、事前に課題等が記載された輸出産地カルテを送付するとともに支援方針について当該専門家と協議した。

産地に派遣された専門家は、支援方針に基づき、輸出先国の植物検疫条件、輸出植物検疫の手續方法、輸出先国の定める残留農薬基準に応じた農薬の適正使用等について説明するとともに、農産物の生育状況や病害虫の発生状況に応じた栽培管理に係る助言を、継続的に実施した。

また、携帯品（おみやげ）の持ち出しに取り組む産地等に対しては、「検疫受検円滑化モデル」（<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/attach/pdf/171004-36.pdf>）を活用して、おみやげとして農産物を円滑に持ち出すための体制づくりの指導を行った。

② 進捗状況の確認

事務局は、専門家から提出される輸出産地カルテのほか、専門家と電子メール等で連絡を密に取り、産地等への技術的支援の進捗状況を把握した。

(3) 専門家による情報収集

産地等に派遣される専門家又は事務局は、産地等において技術的支援に取り組む際に必要となる、輸出先国の植物検疫条件、必要な手續、残留農薬基準など等の情報について、必要に応じ植物防疫所等関係機関に確認を行うなど収集し、事務局及び専門家間でその情報を共有した。

7. 技術的支援の実施結果

(1) 輸出産地カルテの作成状況

生産者、地方自治体、輸出者等から寄せられた相談や問合せ等は延べ 519 件で、このうち、植物検疫や残留農薬等の課題に関する相談について、相談窓口及び事務局が作成した輸出産地カルテは合計 379 件であった（2 月末現在）。

表 5 月別の輸出産地カルテの作成数

月 年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和 5年度	17	30	103	19	93	19	45	17	12	16	8	-	379

(2) 相談者の傾向

相談者は輸出者 141 件（37%）が最も多く、次いで生産者 119 件（31%）、物流業者が 39 件（10%）、自治体 17 件（4%）、等であった。なお、その他の 49 件は、コンサルタント事業者、JETRO、農薬メーカー、農産物の輸出を支援している団体等である。また、海外在住者から日本産農産物を輸入したいとして植物検疫条件等を照会した相談が 9 件あった。

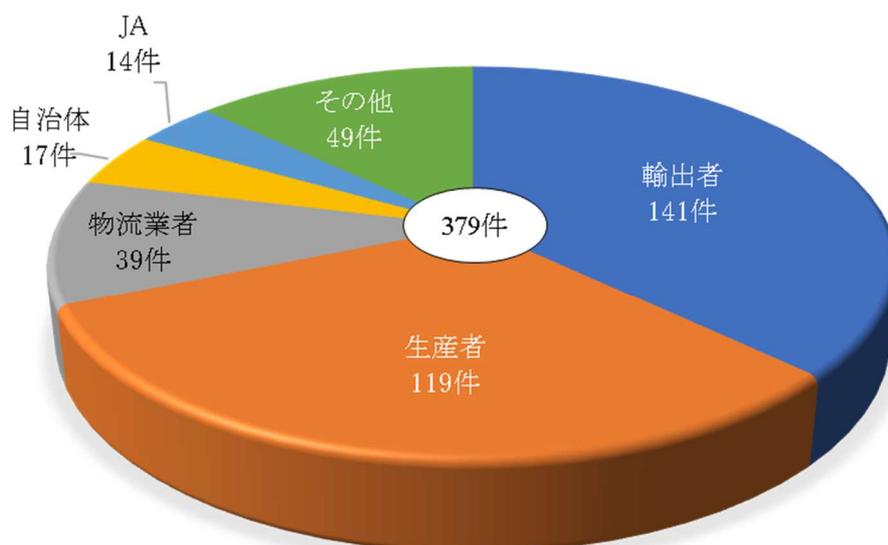


図7 相談者別のカルテ数

(3) 相談の輸出先国の傾向

相談で最も多かった輸出先の地域は、アジアで全体の43%を占め、次いで欧州、北米などの順であった。国（地域）別に見ると、台湾向けの相談が最も多く69件あった。次いでアメリカ向けが48件、EU域内向けが43件、香港向け39件、中国向け35件、シンガポール向け34件、タイ向け32件、ベトナム向け29件などの順であった。また、輸出できるならどこへでも出したいのような全世界とした相談やまだ輸出先も決めておらず輸出先未定として相談した事例が多数あり、合計で120件あった。

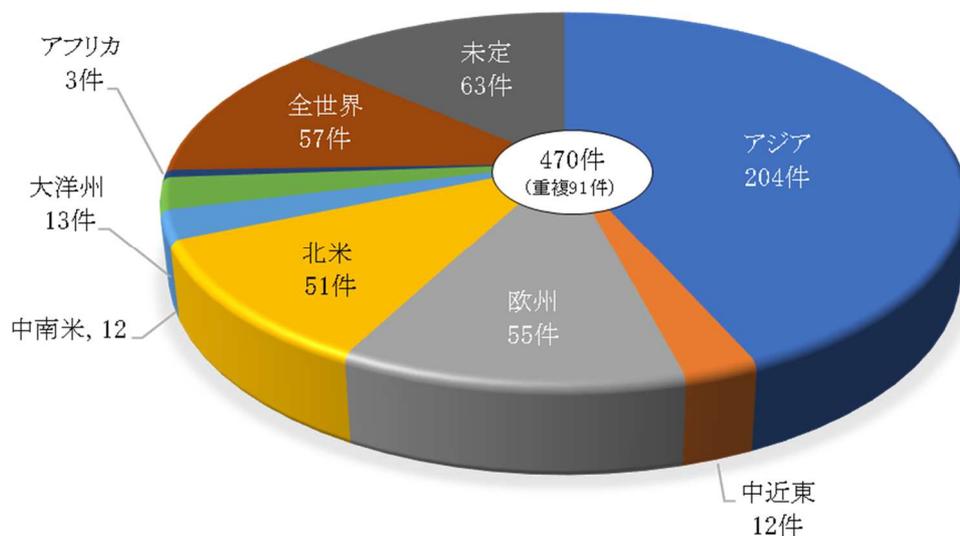


図8 輸出先国別の相談件数

(4) 相談の輸出品目の傾向

相談で最も多かった輸出品目は、野菜（イチゴ、メロン、ミニトマト、トマト、ナス、レタス、キャベツ、ナガイモ、サツマイモ等）で121件（27%）、次いで生果実（ミカン、リンゴ、ナシ、ブドウ、カキ、モモ、スモモ等）の115件（26%）、コメ38件、木材・製材33件、栽植用植物26件、お茶24件などの順であった。相談の多かった生果実、野菜で見ると、イチゴが30件、温州ミカン等のカンキツ類が22件、サツマイモ18件、リンゴ17件、ナシ15件、ブドウ13件などであった。

その他は、ソバなどの穀類、ドライフラワー、木工品、乾燥果実や乾燥野菜などで46件あった。また、輸出品目を決めずに農産物を輸出したいとした相談も27件あった。

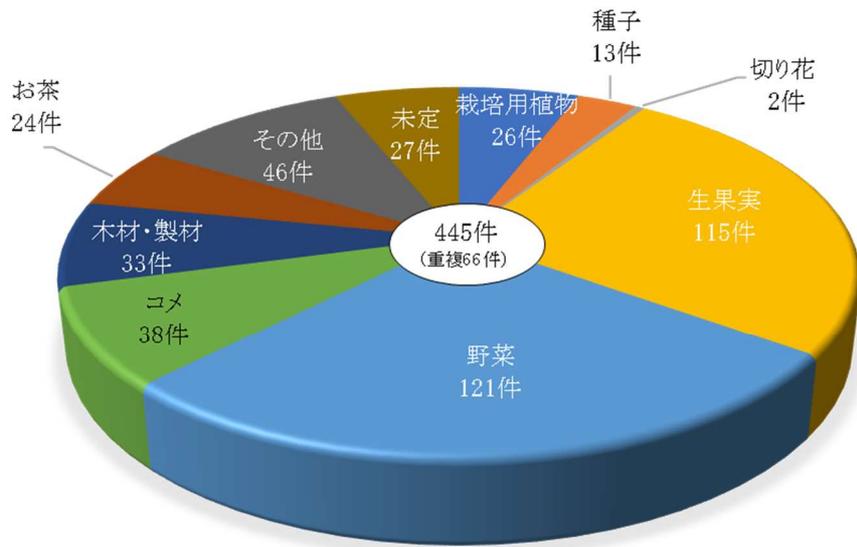


図9 品目別の相談件数

(5) 相談内容の傾向

相談内容は植物検疫条件等に関する相談が最も多く 361 件 (67%)、次いで残留農薬 114 件 (21%)、植物検疫手続きと消毒がそれぞれ 17 件 (3%)、その他、栽培管理や病虫害防除、講演依頼、検査方法、輸送に関する課題などであった。

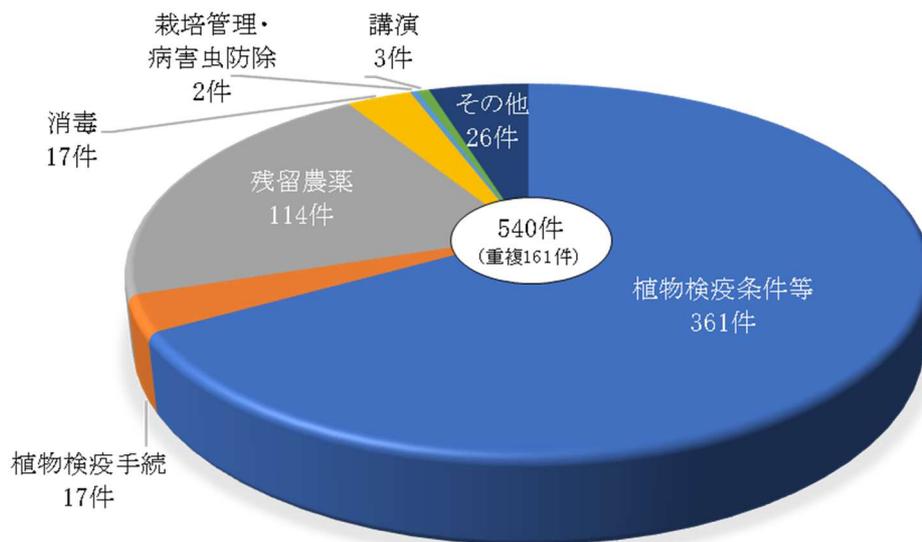


図10 相談内容別の件数

(6) ブロック別の相談件数

ブロック別の相談件数は、関東 173 件（46%）、近畿 45 件（12%）、九州 43 件（11%）、東海 39 件（10%）、東北 25 件（7%）、中四国 16 件（4%）、北陸 15 件（4%）、北海道 11 件（3%）、沖縄 3 件（1%）であった。その他は海外から我が国の農産物を輸入したいなど海外在住者からの相談で 9 件あった。

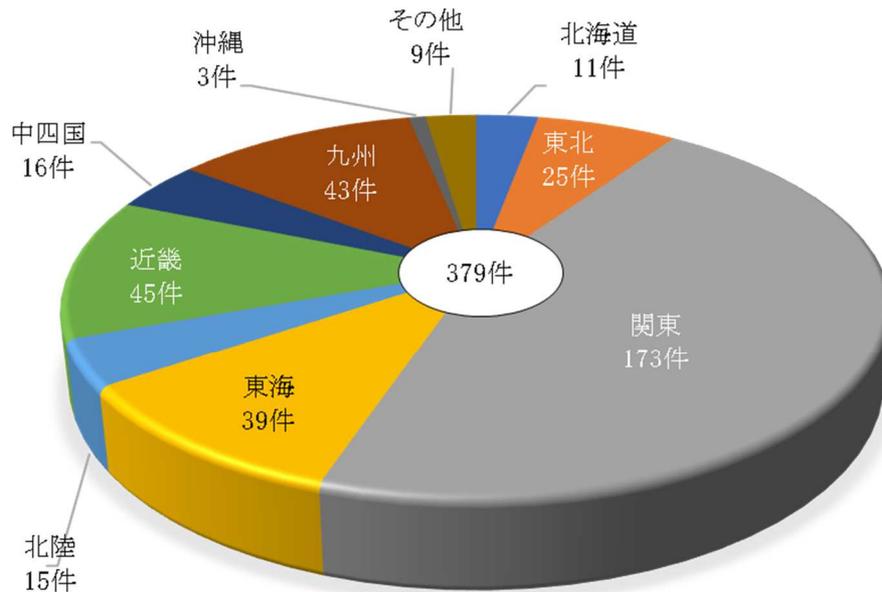


図11 ブロック別の相談件数

(7) 輸出先国別の相談傾向

相談を受けて作成したカルテ 379 件のうち、台湾向けの相談が最も多く合計で 69 件あった。台湾向けでは生果実や野菜に係る検疫条件の問い合わせが 48 件、残留農薬に係る問い合わせが 43 件と多く、中でもイチゴ生果実に係る残留農薬の相談が多かった。残留農薬に係る問い合わせ 43 件中 37 件は青果物に係る相談であった。

次いで相談の多かったのは、アメリカ向けで 48 件あり、リンゴやナシなどの生果実やイチゴやシイタケなどの野菜、木材（製材）などに係る検疫条件の問い合わせが 41 件、残留農薬に係る問い合わせが 15 件あった。

EU 向けでは盆栽などの栽植用植物が 9 件、様々な青果物 13 件、お茶 5 件など、合計で 43 件あった。相談内容は検疫条件が 38 件、残留農薬が 10 件などであった。

相談の多かった輸出先国別の相談件数等は表 6 のとおりである。

表 6 主な輸出先国（地域）別の相談内容の内訳

輸出先国	件数	主な輸出品目（延べ件数）	相談内容（延べ件数）
台湾	69	栽植用植物（2）、種子（3）、生果実（23）、野菜（31）、コメ（5）、お茶（2）、木材（2）、その他（8）	検疫条件（48）、検疫手続き（2）、残留農薬（43）、消毒（1）、その他（3）
香港	39	種子（1）、切り花（1）、生果実（9）、野菜（22）、コメ（3）、その他（4）、未定（2）	検疫条件（38）、残留農薬（17）、その他（1）
中国	35	栽植用植物（1）、種子（2）、切り花（2）、生果実（2）、野菜（5）、コメ（3）、木材（12）、お茶（2）、その他（6）	検疫条件（29）、検疫手続き（3）、残留農薬（9）、消毒（5）、その他（4）
シンガポール	34	栽植用植物（1）、種子（1）、切り花（1）、生果実（7）、野菜（19）、コメ（3）、木材（1）、その他（3）、未定（2）	検疫条件（33）、残留農薬（15）、その他（1）
タイ	32	栽植用植物（4）、種子（1）、生果実（9）、野菜（13）、コメ（3）、お茶（2）、その他（4）	検疫条件（30）、検疫手続き（1）、残留農薬（15）、その他（3）
ベトナム	29	栽植用植物（2）、種子（1）、切り花（1）、生果実（7）、野菜（11）、コメ（1）、木材（3）、お茶（2）、その他（2）	検疫条件（26）、検疫手続き（3）、残留農薬（7）、消毒（1）、その他（2）
マレーシア	17	生果実（4）、野菜（11）、コメ（1）、お茶（1）、その他（2）	検疫条件（17）、残留農薬（7）、その他（3）
EU	43	栽植用植物（9）、種子（1）、生果実（7）、野菜（6）、コメ（4）、木材（1）、お茶（5）、その他（11）	検疫条件（38）、検疫手続き（2）、残留農薬（11）、消毒（3）、その他（6）
アメリカ	48	栽植用植物（1）、切り花（1）、生果実（11）、野菜（14）、コメ（3）、木材（10）、お茶（5）、その他（8）	検疫条件（41）、検疫手続き（1）、残留農薬（15）、消毒（3）、その他（4）
カナダ	6	生果実（2）、野菜（2）、その他（3）	検疫条件（5）、検疫手続き（1）、残留農薬（1）
オーストラリア	10	栽植用植物（2）、切り花（1）、生果実（2）、野菜（3）、コメ（1）、木材（1）、その他（1）	検疫条件（10）、検疫手続き（1）、残留農薬（2）

(8) 技術的支援の実施状況

輸出産地カルテ 379 件のうち、相談者から専門家による支援依頼のあった 71 件（全体の 19%）の産地等に対して、延べ 160 名の専門家を派遣し、輸出植物検疫の概要、輸出先国が要求する植物検疫条件、植物検疫に係る手続き、残留農薬に係る留意事項、輸出先国が設定している残留農薬基準値などの説明をするなどの支援のほか講演等を実施した。一方、専門家の派遣までは必要としないとして電話や電子メールで相談のあった 308 件（全体の 81%）については、相談者に対して輸出先国の要求する植物検疫条件、輸出に当たっての植物検疫手続き、輸出先国が要求する消毒の実施方法、輸出先国の設定している残留農薬基準値などについて説明するほか、必要に応じて資料等を作成して電子メール送信するなど支援を実施した。

なお、専門家を派遣した 71 件中、31 件は G F P 事務局が主催する G F P オンライン訪問診断に専門家が参加したもので、輸出植物検疫の概要、輸出を希望する国の植物検疫条件、残留農薬の留意事項などについて説明した。

ア：相談者別の専門家派遣傾向

専門家を最も多く派遣した相談者は、生産者で 37 産地に延べ 78 名（全体の約 49%）を派遣した。次いで、輸出者で 17 産地に延べ 35 名（同 22%）、物流業者の 4 産地に延べ 14 名（同 9%）、J A の 5 産地に延べ 11 名（同 7%）等であった。その他は、コンサルタント事業者、農産物輸出を支援している団体、輸出用木材こん包材事業者等で 5 産地に延べ 18 名を派遣した。

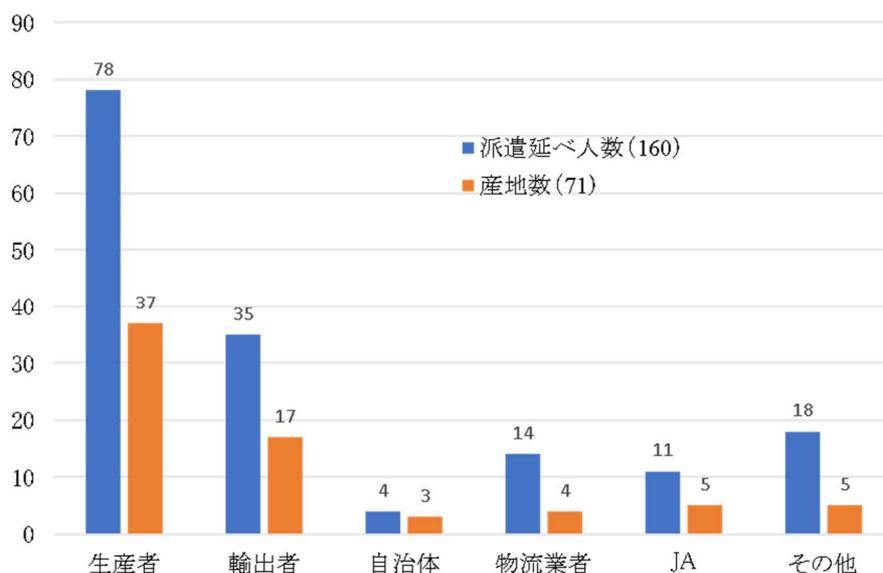


図12 専門家派遣人数と産地数(延べ数)

イ：専門家派遣数とカルテ作成数の月別推移

月別に専門家派遣数とカルテ作成数を見ると、派遣が最も多かったのは11月で37名の専門家を派遣した。このうち、15産地30名はGFPオンライン訪問診断での派遣であった。次いで12月の22名で、このうち15名は同様にGFPオンライン訪問診断による派遣であった。地方農政局主催のGFP訪問診断を加えたGFP関連での専門家の派遣は、全体の約半数の延べ81名に及んだ。

